

大学院保健科学研究院中央研究室の管理運営及び利用規程

(平成20年6月19日制定)

(趣旨)

第1条 大学院保健科学研究院中央研究室（以下「中央研究室」という。）の管理運営及び利用については、本規定の定めるところによる。

(目的)

第2条 中央研究室は、大学院保健科学研究院（以下「研究院」という。）及び保健科学院（以下「学院」という。）等の研究に必要な研究スペースを確保すると共に、共通機器を集約または集中的に整備して研究効率及び利用率を高め、もって保健科学研究の発展に寄与することを目的とする。

(室長)

第3条 中央研究室に、室長を置き、副研究院長をもって充てる。

2 室長は、中央研究室の管理運営等の業務を掌理する。

(担当教員)

第4条 中央研究室に、担当教員を置き、中央研究室に整備された高度先進機器等の操作及び維持管理を行うと共に、室長の業務を補助するものとする。

2 中央研究室担当教員が所属する分野は、当分の間、研究院長の所属する分野とする。

(利用者)

第5条 中央研究室を利用できる者（以下「利用者」という。）は、研究院各分野の専任教員、特任教員、客員研究員及び学院の学生とする。それ以外の者については、指導教員の指導のもとに利用できるものとする。

2 利用者は、中央研究室の利用にあたり、利用申込書を室長に提出し許可を得るものとする。

3 利用者は、共通機器の使用に必要な試薬等を自己負担しなければならない。

(過失責任)

第6条 利用者の重大な過失により、中央研究室及び共通機器に損傷を与えた場合には、原則として利用者又はそれ以外の者にあつては指導教員がこれを完全補修するものとする。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、中央研究室の管理運営及び利用に関し必要な事項は、企画戦略室の議を経て、室長が別に定める。

附則

この規定は、平成20年6月19日から施行する。